

「しろいしスイーツプロジェクト 2025」企画・運営業務
公募型企画競争提案説明書

1 告示日

令和7年6月2日(月)

2 契約担当部局

〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1白石区複合庁舎4階
札幌市白石区市民部地域振興課まちづくり調整担当係(電話011-861-2422)
メールアドレス shiroishi_chosei@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

「しろいしスイーツプロジェクト 2025」企画・運営業務

(2) 目的

白石区は菓子店等が多く存在する地域であることから、スタンプラリー企画等の実施をとおして、区民に各店舗への周遊促進を図ることで、地域の魅力を発見してもらうとともに、地域への誘客を促進し、地域活性化につなげる。

(3) 業務内容等

別紙「業務仕様概要」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年(2025年)12月15日(月)まで

(5) 予算額(事業規模)

1,999,000円(消費税及び地方消費税を含む)

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

4 企画競争参加資格

参加者は以下の要件をすべて満たすものとする。

(1) 札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 当市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (6) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(7)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

5 企画提案を求める項目

別添の業務仕様概要のうち、以下について企画提案書を作成するものとする。

なお、実施すべき内容と同等以上の成果を得られる場合は、項目の内容等を一部変更した提案も認める。

(1) 基本的認識

業務の実施方針について、提案者の当該業務に対する考え方や取組方針を提示すること。

(2) しろいしグルメスクエア2025(仮称)関連

別紙「業務仕様概要」5(1)ア(オ)に記したスタンプラリーへの参加促進に向けて効果的な取組について示すこと。

(3) しろいしハロウィンスイーツラリー2025 関連

ア 別紙「業務仕様概要」5(1)イ(ア)に記した協力店舗への依頼内容について示すこと。

イ 別紙「業務仕様概要」5(1)イ(カ)に記した特別企画の内容について示すこと。

(4) しろいしハロウィンパーティ2025関連

別紙「業務仕様概要」5(1)ウ(ア)に記した体験型コンテンツの内容について示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

本業務を実施するにあたっての業務体制(人員体制含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)、準備等を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 類似業務実績

類似業務実績(イベントの企画運営等)を具体的に提示すること。

併せて、企画競争受注実績があれば提示すること。

(7) 独自提案事項

当該業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で必要及び効果的と考える事柄があれば提案すること。

ただし、契約限度額内で実施可能なもので追加予算を要しないものに限る。

(8) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

6 提案説明書等に関する質問

(1) 提案説明書等に関する質問書の受付

提案説明書、業務仕様概要その他本企画競争に関する手続に関して質問がある場合は、所定の書面(様式1)に質問の要旨を簡潔に記入し、下記のとおり電子メールにて提出すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和7年6月6日(金)17時00分まで

イ 提出場所

質問事項を簡潔にまとめた書面を電子メールにより、下記のメールアドレス宛に下記の件名で送信すること。

メールアドレス:shiroishi_chosei@city.sapporo.jp

件名:(団体名)「しろいしスイーツプロジェクト 2025」企画・運営業務質問書

ウ 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

7 参加手続き等

(1) 日程

	事項	期限
①	企画提案の公募開始	令和7年6月2日(月)
②	質問受付締切	令和7年6月6日(金)17時00分必着
③	参加申込書の提出期限	令和7年6月16日(月)12時00分必着
④	企画提案書の提出期限	
⑤	実施委員会による審査の実施	令和7年6月20日(金)【予定】
⑥	提案事業者への選定結果の通知	令和7年6月25日(水)【予定】

※提出期限を過ぎた場合は受理しない。

(2) 参加申込書の提出

下記のとおり提出書類を、持参または送付により提出すること。

なお、電子メール、FAXは受付不可とする。

ア 提出期限

(1)③のとおり

イ 提出書類

(ア)参加申込書(様式2のとおり)1部

- ウ 提出場所
上記2と同じ。
- エ 参加資格結果通知
上記イの提出書類の内容を精査し、参加資格審査結果を通知する。
- オ 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求
上記エにより参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、その理由の説明を書面(様式自由)により求めることができる。なお、当該書面の提出は持参によること。

(3) 提案書類の提出

- ア 提出期限
(1)④のとおり
- イ 提出書類
(ア)企画提案書
(イ)別記「提案書評価基準」に示した「評価(審査)に係る提出書類」
- ウ 提出方法
持参または送付とし、正本1部、審査用10部のほか、電子記録媒体(DVD 等) 1枚を添えて提出すること。
また、送付の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。
なお、電子メール、FAX は受付不可とする。
- エ 提案書類の作成及び提出にあたっての留意事項
(ア)様式は自由とするが、A4 縦、両面使用とし、表紙には「3(1)役務の名称」を記載すること。
(イ)正本には、表紙に提案者の団体名称、担当部門、責任者を明示すること。
(ウ)審査用は、審査の公平公正を期するため、表紙及び企画提案書内に、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。
(エ)提案は簡潔明瞭に作成すること。
(オ)文章を保管するためのイメージ図・イラスト等の使用は可とする。
(カ)提案書類の提出は1者につき1案のみとする。
(キ)提出後の差し替え、変更、再提出及び追加(下記(ケ)の場合を除く。)は認めない。
(ク)提案書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
(ケ)提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

8 提案書類の審査(契約候補者の選定)

(1) 契約候補者の選定方法

本市関係部局の職員等からなる「しろいしスイーツプロジェクト2025」企画・運営業務企画競争実施委員会の審査において、下記により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

(2) 審査(評価)方法(評価基準)

本市が設置する実施委員会で別に期日を定め、企画提案者(一次審査を実施した場合は一次審査を通過した企画提案者)によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行う。

ア 審査(評価)は、有効な提案書類(下記9「提案の無効」に該当しないもの)に基づき行う。

イ 提出書類及びヒアリングに基づき、別記「提案書評価基準」により総合的に審査し、実施委員会が定める最低基準点(総合得点の6割)を超え、合計得点の最も高かった者を契約候補者とする。また、提案者が1者であった場合、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

※評価点等の満点にあつては、評価に携わった実際の委員(出席者)数によって変動する場合がある。

ウ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

エ ヒアリングは1企画提案者あたり約 25 分(提案説明 15 分、質疑応答 10 分)を想定し、個別に行う。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(3) 選定結果の通知

上記(1)及び(2)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面により通知する。なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、疑義の申し立てを書面(様式自由)により求めること(提出方法は7(2)オと同じ。)ができる。

(4) その他

提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。

9 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

(1) 本説明書に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案その他札幌市契約規則第11条第2号(押印部分を除く。)及び第4号から第7号までの規定(この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。)のいずれかに該当した提案

(2) 積算額(参考見積額)が上記3(5)の予算額(事業規模)を超える提案

(3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案

- (4) 提案書類に虚偽の記載をした者がした提案
- (5) 上記7(3)イの提案書類の提出期限日以降、契約の相手方として正式に決定するまでの間に上記4の参加資格を満たさなくなった者がした提案

10 提案書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。
- (2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他企画競争の実施に伴い提出された書類については、公表しないものとする。ただし、札幌市情報公開条例に基づく公開請求や情報提供の依頼等があったときは、非公開情報を覗いて、公開・提供を依頼する場合がある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 著作権に関する事項
 - ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 本市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用(必要な改編を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

11 契約手続き

上記8に基づき契約候補者を決定したときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の2第1項第 2 号の規定に基づく随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては企画提案内容の一部を変更する可能性があり、企画書の内容が実際の業務内容ではないことに留意すること。また、契約候補者が「4 企画競争参加資格」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 見積書の提出

上記(1)の協議成立後、所定の随意契約手続きを経たうえで契約候補者に対し、当

該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記(2)に基づき提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の見積額の提示があったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申し立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 個人情報の取扱いについて

別紙「業務仕様概要」9に記載のとおり個人情報の取扱いについて留意すること。

13 問合せ先

【担当】 札幌市白石区市民部地域振興課 まちづくり調整担当係 担当: 庄子

【住所】 〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南8-1白石区複合庁舎4階

【電話】 011-861-2422 / FAX 011-861-2775

【メール】 shiroishi_chosei@city.sapporo.jp